

子子発1003第1号
令和元年10月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（公 印 省 略）

放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について

今般、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）が公布され、改正の趣旨及び内容等については「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和元年10月3日付け子発1003第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示ししたとおりである。

放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の質の確保及び向上に向けては、これまでも種々の取組を行ってきたところであるが、取組を進めるに当たっての留意点等を下記のとおりお示しするので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 放課後児童支援員の要件について

今般、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）のうち、放課後児童支援員の要件に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、設備運営基準を参照しつつ、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となるが、放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第 10 条第 3 項に規定する要件を満たす必要がある。なお、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や育成支援の質が確保されていることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。

設備運営基準第 10 条第 3 項に規定する都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であることから、各都道府県等におかれては、今後も積極的に実施されたい。

認定資格研修の実施に当たっては、関係市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、各放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）においては、職員に対し、認定資格研修をはじめ、その資質の向上のための研修の受講機会を十分に確保していただくことが必要である。

なお、

- ・認定資格研修の実施に必要な経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金（放課後児童支援員等研修事業）により国庫補助を受けることが可能となっているほか、
- ・放課後児童支援員等が認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受

講ずる際に必要となる代替職員の雇上げ等経費については、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）により国庫補助を受けることが可能となっている

ため、積極的にご活用いただきたい。

2 運営内容の評価について

設備運営基準第5条において、事業者は、その運営の内容について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとしている。

定期的な自己評価を実施している事業者の数は約50%（平成30年5月1日現在）にとどまっているところであるが、自己評価を実施することで、

- ・自己評価を通じて明らかとなった課題等について職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと
- ・自己評価の結果を公表することにより、児童や保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた事業となる契機となること

等の効果が期待されることから、積極的に実施されたい。

なお、自己評価の実施に当たっては、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」において作成した「放課後児童クラブ自己チェックリスト」を活用いただきたい。

3 放課後児童支援員等の処遇改善について

事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の雇用形態を長期的に安定したものとし、放課後児童支援員等が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善などに努めることが必要である。

放課後児童支援員等の処遇改善を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示すので、積極的にご活用いただきたい。なお、各制度の詳細な内容については、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発第0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

（1）放課後児童支援員等処遇改善等事業

① 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブ（事業を行う場所をいう。以下同じ。）を円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

ア 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

イ または、アに加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

② 令和元年度補助基準額：ア 1,575 千円 イ 3,012 千円

(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

① 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

ア 放課後児童支援員を対象に年額 128 千円（月額約 1 万円）

イ 経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にアと合わせて年額 256 千円（月額約 2 万円）

ウ イの条件を満たす経験年数が概ね 10 年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にイと合わせて年額 384 千円（月額約 3 万円）

② 令和元年度補助基準額：ア 128 千円 [1 人当たり年額]

イ 256 千円 [1 人当たり年額]

ウ 384 千円 [1 人当たり年額]

※ 1 支援の単位あたりの基準額は、896 千円を上限とする。

4 その他

3のほか、育成支援の質の確保及び向上を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示すので、積極的にご活用いただきたい。なお、事業の各制度の詳細な内容については、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日付け雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

(1) 放課後児童クラブへの巡回支援事業

① 事業内容

利用児童の安全確保や、児童の自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

② 令和元年度補助基準額：4,064 千円

(2) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

① 事業内容

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

② 令和元年度補助基準額：1,161 千円